

公売のしおり

第1 はじめに

「公売」は、中札内村が差し押さえた財産を入札などによって売却する制度で、原則としてどなたでも参加することができます。公売には、「入札」と「競り売り（せりうり）」があり、ここでは入札について、期日入札による公売を中心に説明します。

入札は、公売財産を買い受けようとする者が、入札価額などを記載した入札書を提出して、見積価額（最低入札価額をいいます。）以上で入札した者のうち、最高の価額で入札した者を最高価申込者とし、その者に対し売却決定を行い、その者を買受人として定める方法です。入札には、期日入札（入札期日に開札を行う入札）と期間入札（一定の入札期間の後に開札を行う入札）とがあります。

なお、公売に参加される場合は、手続などについて、公売を実施する中札内村住民課税務出納グループにお問合せください。

第2 公売公告等

1 公売公告

公売公告は、公売期日の10日前までに、公売を実施する中札内村役場の掲示板などに掲示します。

公売公告には、公売の条件（公売の方法、日時、場所、買受代金の納付の期限等）や公売財産の内容（名称、数量、状況等のほか公売保証金を要する場合にはその金額）が掲載されていますので、次の事項にご留意いただき、事前に十分確認を行ってください。

- (1) 公売財産について、あらかじめその現況等を確認し、公売に参加してください。
- (2) 公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とするときは、その旨の公告がされており、これらの資格等を有しない者は買受人になることができません。
- (3) 公売は、買受代金の全額が納付される前に、公売財産に係る滞納税の完納の事実が証明されたときなど、中止となることがあります。

2 見積価額公告

見積価額は、原則として公売期日の3日前（動産等の場合には前日）までに公告します（多くの場合、公売公告と同時に公告します。）ので、公売財産の見積価額を確認してください。

第3 入札、開札及び最高価申込者の決定等

1 入札当日に必要なもの

期日入札の場合には、入札当日に次に掲げるものをお持ちください。なお、入札期日
が買受代金の納付日である場合には、買受代金の金額に相当する現金が必要です。

(1) 身分に関する証明

本人確認のため、おいでになる方（代理人が入札手続を行う場合には、代理人本人）
の運転免許証等の公的機関発行の証明書等をお持ちください。

法人代表者の場合には、商業登記簿に係る登記事項証明書等の代表権限を有するこ
とを証する書面を併せてお持ちください。

(2) 委任状

代理人が入札手続を行う場合には、代理権限を証する委任状。

なお、法人の代表権限を有しない方（従業員など）がその法人の入札手続を行う場
合にも、代理権限を証する委任状が必要です。

(3) 印章（スタンプ式のものは不可）

入札者が個人の場合には本人の印章（認印で可。本人自署の場合は不要。）、法人の
場合には代表者の印章。

なお、代理人が入札する場合において、代理人が個人の場合は代理人の印章（認印
で可。代理人本人が自署の場合不要。）、法人の場合は代理人である法人の代表者の印
章が必要です。

2 入札書の提出

入札書は、入札者の住所及び氏名、売却区分番号、入札価額、その他必要な事項につ
いて記載の上、次の事項に留意して提出してください。

(1) 入札書の様式

入札書の様式は、中札内村が用意した専用の様式をご使用ください。

入札書は「売却区分番号」ごとに作成してください。

入札書の様式は、中札内村ホームページからダウンロードすることができます。

(2) 入札書の記載要領

入札書の住所（所在地）及び氏名（名称）欄には、個人にあつては住民登録上の住
所及び氏名を、法人にあつては商業登記上の所在地及び商号を記載してください。

字体を鮮明に記載し、訂正したり、抹消したりしないでください。書き損じたとき
は新たな入札書を使用してください。

(3) 入札書の提出に当たっての留意事項

一度提出した入札書は、入札時間内であっても、引換え、変更又は取消すること
はできません。

同一人が、同一の売却区分番号について、2枚以上の入札書を提出すると、その入
札書はいずれも無効となります。

代理人が入札手続を行う場合には、入札に先立って代理権限を証する委任状を提出

してください。

3 開札の方法

開札は、公売公告に記載された期日（時間）及び場所において入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

4 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、開札日において、公売財産の売却区分ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ、最高の価額の入札者に対して行います。

5 追加入札

開札の結果、最高の価額の入札者が2人以上いる場合には、その入札者の間で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

なお、追加入札の場合は、次の事項に留意してください。

- (1) 追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。
- (2) 追加入札をすべき者が入札をしなかった場合、又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その事実があった後2年間は公売の場所に入ることを制限し、入札させないことがあります。

6 再度入札

開札の結果、最高価申込者がいない場合は、再度入札をすることがあります。

第4 売却決定

1 売却決定

売却決定は、公売公告に記載された日時に、最高価申込者に対して行います。

2 売却決定等の取消し

次に該当する場合には、売却決定等が取り消されます。

- (1) 買受代金の全額が納付される前に、公売財産に係る滞納税の完納の事実が証明されたとき
- (2) 買受人が買受代金の全額をその納付期限までに納付しないとき
- (3) 国税徴収法第108条第2項（公売の適正化のための措置）の規定が適用された場合

3 買受申込等の取消し

買受申込者に対し売却決定が行われた後等であっても、法律の規定に基づき滞納処分 of 続行の停止がされる場合があります。この場合において、最高価申込者及び次順位買受申込者は、買受申込み等の取消しを行うことができます。

第5 買受代金の納付及び公売財産の権利移転

1 買受代金の納付方法

買受人は、売却決定を受けた後に公売公告に記載された納付期限までに買受代金の全額を、現金により、公売会場において納付してください。

2 買受代金納付の効果

買受人は、買受代金の全額を納付したときに公売財産の権利を取得します。

また、買受代金の全額を納付した後に生じた財産のき損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うこととなります。